

王滝村消防団規則

(昭和 26 年 8 月 30 日 規則第 20 号)

改正 昭和 58 年 12 月 20 日  
平成 7 年 2 月 27 日 規則第 1 号

(設置)

第 1 条 本村の区域における消防業務を処理するため、王滝村消防団(以下「消防団」という。)を置く。

(分団及び班)

第 2 条 消防団は、必要があるときは分団、班及び係を置く。

2 分団、班及び係の区域は、別に定める。

(幹部)

第 3 条 消防団に、次の幹部を置く。

団 長 1 人

副 団 長 3 人

(1 人は総務担当)

分 団 長 4 人

(本部長及びラッパ隊長を含む。)

副分団長 6 人

(副本部長及び副ラッパ隊長を含む。)

班 長 若干名

(幹部の命免)

第 4 条 副団長、分団長、副分団長、班長の幹部は、団員の中から村長の承認を得て、団長がこれを命免する。

(団長の職責)

第 5 条 消防団長(以下「団長」という。)は、団の事務を統轄し、団員を指揮して法令、条例及び規則の定める職務を遂行し、村長に対しその責に任ずる。

2 団長に事故があるときは、副団長が、団長及び副団長ともに事故があるときは、団長の定める順序に従い、他の幹部が団長の職務を行う。ただし、この場合団長が死亡、罷免、退職又は心身の故障によってその職務を行うことのできない場合を除いては、副団長、分団長、副分団長、班長の命免を行うことはできない。

(任期)

第 6 条 団長、副団長、分団長、副分団長、班長の任期は 1 年とする。ただし、重任を妨げない。

(宣誓)

第 7 条 新たに団員となった者は、その任命権者の面前において、次の宣誓書に署名して

からでなければその職務を行ってはならない。

宣 誓 書

私は忠実に日本国憲法及び法律を擁護し、法令、条例及び規則を遵守し、不公平並びに偏見を避け何人をも恐れず、良心にしたがって忠実に消防の義務を遂行することを厳粛に誓います。

年 月 日

王滝村消防団

氏 名

（水、火災その他の災害出動）

第 8 条 消防車が災害現場に赴くときは、交通法規の定める走行料に従うとともに、正当な交通を維持するため必要なサイレンを用いなければならない。ただし、引揚の場合の警戒信号は鐘又は警笛に限る。

（乗車責任者の厳守事項）

第 9 条 災害出動又は引揚の場合に消防車に乗車する責任者は、次の事項を厳守しなければならない。

- (1) 責任者は、機関担当者の隣席に乗車すること。
- (2) 消防車の機関員は、技術最も優秀なるものに担当させること。
- (3) 病院、学校、劇場等の前を通過するときは事故を防止する警戒信号を用いること。
- (4) 団員以外の者を消防車に乗車させないこと。
- (5) 消防自動車には、過剰乗車させないこと。
- (6) 消防車は、1 列縦隊で安全な距離を保って走行すること。
- (7) 前行消防車の追越信号のある場合のほかは走行中追越さないこと。
- (8) その他交通法規を遵守するほか、乗務員を指揮して事故の防止に努めること。

（管轄区域外への出動の制限）

第 10 条 消防団は、村長の許可を得ないで村の区域外の水、火災その他の災害現場に出動してはならない。ただし、出動の際は管轄区域内であると認められたにもかかわらず現場に近づくにしたがって管轄区域外と判明したときは、この限りでない。

（消火及び水防等の活動）

第 11 条 水、火災その他の災害の現場に到着した消防団は、設備、機械器具及び資材を最高度に活用して、生命身体及び財産の救護に当たり、損害を最少限度に止めて水、火災の防御及び鎮圧に努めなければならない。

（災害現場に出動時の遵守事項）

第 12 条 消防団が水、火災その他の災害現場に出動した場合は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 消防団長の指揮の下に行動すること。
- (2) 消防作業は真剣に行うこと。

(3) 放水口数は、最大限度に使用し、消火作業の効果を収めるとともに、火災の損害及び濡損を最少限度に止めること。

(4) 分団は相互に連絡協調すること。

（死体発見の場合の措置）

第 13 条 水、火災その他の災害現場において死体を発見したときは、責任者は、村長に報告するとともに、警察職員又は検視員が到着するまでその現場を保存しなければならない。

（現場責任者の報告義務等）

第 14 条 水、火災その他の現場にある責任者は、次の措置を講じなければならない。

(1) 災害の状況を逐次村長に報告すること。

(2) 火災の現場においては、原因の調査に必要な現場保存に努めること。ただし、放火の疑いある場合は直に村長及び警察職員に通報するとともに事件は慎重に取り扱い公表は差し控えること。

(3) 村長の命があった場合は火災原因の調査を行うこと。

第 15 条 水、火災その他災害の発生した場合は、長野県消防統計報告取扱要領に基づいて、その状況を逐次知事に報告しなければならない。

（文書簿冊）

第 16 条 消防団には次の文書簿冊を備え常にこれを整理しておかなければならない。

(1) 団員の名簿

(2) 沿革誌

(3) 日誌

(4) 設備資材台帳

(5) 区域内 2 万分の 1 の全図（交通、水利、不燃性及び主要建物を記載したもの最低 3 枚）

(6) 地理水利要覧

(7) 出勤名簿

(8) 手当受払簿

(9) 給貸与品台帳

(10) 諸令達綴

(11) 災害報告綴

(12) 消防法規例規綴

(13) 火災予防査察綴

(14) 雑書綴

（設備資材）

第 17 条 消防団は次の設備資材を備え、常に使用し得る状態におかなければならない。

(1) 消防団旗

- (2) まとい
- (3) 消防団員の詰所の設備
- (4) 通信及び信号設備
- (5) 消防ポンプ
- (6) 機械器具置場
- (7) 水防資材置場及び水防資材
- (8) 提灯、照明具及び標識旗
- (9) メガホン、サイレン、ラッパその他、警報用具
- (10) 警鐘
- (11) 水管車
- (12) 運搬用消火器
- (13) 水桶
- (14) 梯子
- (15) 破壊器具、とび口、刺又、斧、掛屋、鋸、ロープ、円びの類
- (16) 救助袋、救助幕
- (17) 救急用薬品類
- (18) 担架
- (19) 天幕
- (20) 工作器具
- (21) 消防団服
- (22) 図板、巻尺、折尺、磁石
- (23) 簡易風速計、湿度計
- (24) その他消防上必要なもの  
（教養及び訓練）

第 18 条 団長は、団員の品位の陶冶及び実地に役立つ技能の練磨に努め、定期的にこの訓練を行わなければならない。

- 2 教養及び訓練は、県の定める教範による。  
（年次計画）

第 19 条 団長は消防業務につき、次により年次計画を樹て団員に周知させなければならない。

- (1) 団員の招集方法及び場所
- (2) 本村の火災、水災の防ぎょ予定線
- (3) 水利計画及び水利統制地区の指定
- (4) 水災危険区域と水防資材の蒐集計画
- (5) 予防危険査察及び危険物取締計画
- (6) 応援計画

（表彰）

第 20 条 村長は消防団又は団員がその任務遂行に当たって功労特に、抜群である場合、これを表彰することができる。

2 前項の場合、団員については、団長が表彰することができる。

第 21 条 前条の表彰は、次の 2 種とする。

(1) 賞 詞

(2) 賞 状

第 22 条 賞詞は団員として功労があると認められる者に対してこれを授与し、賞状は消防職務遂行上、著しい業績があると認められる分団に対してこれを授与する。

第 23 条 村長は次に掲げる事項について功労があると認められる者、又は団体に対して感謝状を授与することができる。

(1) 水、火災の予防又は鎮圧

(2) 消防施設強化拡充についての協力

(3) 水、火災の現場等における人命救助

(4) 消防団の消防活動に対してなした協力

（服装）

第 24 条 団員の礼式及び服制は国家消防庁の定める準則による。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 王滝村消防団員服務規則（昭和 22 年 7、14 議第 3 号）は、廃止する。

3 この規則施行の際、現に副団長、本部長、分団長、副分団長、班長の職にあるものは、この規則により任命されたものとみなす。

附 則（昭和 58 年 12 月 20 日）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 7 年 2 月 27 日規則第 1 号）

この規則は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。